

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成27年9月29日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 佐々木 一 夫 （千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官 小 西 安 世 （千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官 澤 大 地 （千葉地方裁判所刑事第3部判事補）
検察官 和 田 祥 一 （千葉地方検察庁検事）
検察官 生 貝 由香里 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 田 中 大 介 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 松 田 浩 一 （千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者1番 女
裁判員経験者2番 男
裁判員経験者3番 男
裁判員経験者4番 女
裁判員経験者5番 男
（記者クラブ記者1人）

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

本日は、皆さん、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。私は、刑事3部の裁判官をしております佐々木と申します。本日の司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

このようにして裁判員の経験者の方々にお集まりをいただいて意見交換をする会というのは、ここの地裁も含めてですけれども、全国の裁判所で定期的に行われているところでもあります。

御承知のとおり、この裁判員制度というのは、平成21年5月から始まりまして、今年の5月で丸6年を経たということになります。この間、制度を運用している私ども、法律家は、絶えずこの制度をきちんと趣旨に沿って実現できているのかどうかということを問われ続けていて、自分たちでも、振り返りながら問い続けてきたという状況です。

そういう意味で、私どもにとりまして、裁判員を経験された皆様方からの率直な御意見・御感想といったものは何事にも変えがたいということで、このような会を開かせていただいているというところではあります。

ですから、本日は、是非、忌憚のないところをお聴かせいただきまして、今後のこの制度を運用していく上での糧にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、今日、御参加していただいた皆さん、それからここに出席させていただいている者からの自己紹介を簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、私からですが、先ほども申しましたように、この千葉地裁の刑事第3部というところにおります佐々木と申します。千葉では3年半勤務しております。裁判長の役目をこの間、させていただいております。今回、数えましたら、被告人の数でいいますと、現時点で、56人の事件をこの千葉で担当したということになっています。

それだけ多くの事件を担当しておりますが、先ほども言いましたように、1件1件きちんとした裁判ができているのかどうかということを振り返ってみる際に、やはりそこで一緒に事件を担当した裁判員の皆さんからの御意見とか御感想などが、これまで非常に大きな糧になっております。本日も、皆様方からの御意見をお聴きして、今後の裁判にいかしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、検察庁の方からお願いします。

【和田検察官】

裁判員経験者の皆様、はじめまして。私は、千葉地検で検事をやっております和田と申します。検事になって、もう18年目になりますが、裁判員裁判は、担当したばかりで、私の検事としてのキャリアのうち、3分の1弱を占める程度であり、私も、まだまだ初心者というような状況で、戸惑いながら頑張っております。今日は、是非、忌憚のない御意見を聴かせていただければ、今後の執務の参考になると思います。

私は、この刑事第3部付の検察官をしておりまして、主にこの刑事3部の裁判員裁判を担当しております。

【生貝検察官】

検察官の生貝と申します。本日は、よろしく願いいたします。私は、まだ検事になって4年目でして、千葉へは今年の4月に参りました。毎回の裁判員裁判で、皆様には、アンケートを書いていたいただいていると思うのですが、そのアンケートを毎回確認して、今後、この裁判でこういったことがあったから、今後はこういうふうに気を付けていこうとか、この裁判ではこういうところが良かったのだなということを、毎回意識しながら、次の裁判につなげております。今回のこの意見交換会においても、皆様の御意見を頂戴して、今後のより良い裁判につなげていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

弁護士会からは、弁護士さん二人に来ていただいております。

【田中弁護士】

千葉県弁護士会の田中大介と申します。よろしくお願いたします。私も、本日参加するに当たって、これまでの裁判員裁判をちょっと振り返ってみたところ、弁護士9年目なのですが、10件審理を終えた状況です。現在、審理まで至っていない段階のもので、2件を扱っております。私にとっては、大体1年に2件ぐらいが弁護士として十分な弁護活動をできる限度となりまして、一つ一つやらせていただいております。

今日の会を踏まえて、今後の弁護活動の参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【松田弁護士】

千葉県弁護士会の松田と申します。よろしくお願いたします。私は、弁護士として5年目でございますが、私が司法修習を受けているときには裁判員制度が始まっておりましたが、私自身は、裁判員裁判の経験がございません。といいますのは、私は、今、この千葉市内の事務所で働いておりますけれども、それ以前は、裁判員裁判が行われない支部で働いていた経験の方が長いということでございます。

今回、裁判員の経験者の方の意見を聴くという機会を与えていただきまして、ありがとうございます。忌憚のない意見をお聴きできるようにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【司会者】

裁判所からも、裁判官二人が出席しております。

【小西裁判官】

刑事3部で陪席の裁判官をしております小西安世と申します。本日は、どうぞよろしくお願いたします。私は、裁判官になって今年でちょうど10年目です。この千葉へは今年の4月に参りまして、4月から裁判員裁判を担当しています。毎回毎回、裁判員裁判というのは本当に難しいところが多くて、勉強しながらやっ

るところです。

今日は、皆さんの御意見をお聴きして、今後の執務の参考にさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【澤裁判官】

陪席の裁判官をしております澤大地と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。私は、今年の1月に裁判官になったばかりでして、そこから8か月程度、刑事部の裁判官として執務を行っております。裁判員裁判は、被告人の数でいうと、12名程度の事件をこれまでに経験してきました。

毎回、裁判員の方々に事後にアンケートでその感想をお聴きしたりしているのですが、その中には、いつも参考になることが書かれております。本日も、非常に参考になる意見を聴かせていただけるのではないかと思ひ、楽しみにしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会者】

では、続いて、皆さん方からも、一言ずつお願ひしたいと思ひます。今回、お集まりいただきました皆さん方は、刑法という法律が定めている犯罪で起訴された事件であつて、かつ、自白事件という被告人が罪を認めている事件を担当された方々ばかりです。ですから、御自分が参加された事件の内容を思い返していただき、その辺りを少し紹介をしていただきながら、自己紹介をお願ひできればというふうに思ひます。

では、1番の方からお願ひします。

【1番】

私は、平成26年7月に、ギャンブルにはまってしまい、お金欲しさに事件を起こしたという女性の事件について裁判員として参加しました。その被告人は、窃盗に入っただけではなくて、お年寄りの首を絞めるということをしました。被害者の方たちの写真を見たところ、顔が青くなって、舌も色が変わっていて、初めてそのような写真を見たので、驚きました。このような事件を2件起こしたという裁判に

参加しました。

裁判員裁判に参加してみて、大変緊張しました。ですが、私も含めて参加した方それぞれがきちんと意見を述べられていて、私も、すごく緊張していたのですが、思ったよりも自分の意見を話しやすい雰囲気でしたので、少し意外に思いましたが、でも、ちょっとほっとしました。自分でも、ちゃんと参加できると感じるようになって、そういう安堵感みたいなものはありました。

裁判員裁判を経験した今では、いろんな事件の判決の記事などを見ると、気になって見るようになりましたが、そのときに、自分の担当した事件は、大変厳しかったのではないかということを考え、胸が痛みます。

【司会者】

「厳しい」というのは、判決の内容がということですか。

【1番】

はい。量刑がということですか。他の事件と比べてみると、随分重かったのではないのかなというような気持ちになります。まあ、あくまでも私の感じ方なのですが。そのことで、時々、胸が痛むことがあります。

【司会者】

また、実際の評議の際にどういうところを悩まれたのかということをお聴かせいただければと思います。

では、2番の方、お願いします。

【2番】

私も、去年の9月に、強制わいせつ致傷罪で起訴された裁判に裁判員として参加いたしました。裁判全体の感想を申し上げますと、事前の説明も非常に丁寧にいただきまして、それから、審理の中でも、検察、弁護側、それぞれの概要メモも非常に簡潔に作られていて、裁判の中身そのものは、非常に分かりやすいと感じました。また、事実関係を争うものではなかったもので、裁判には非常に入りやすいという感じがいたしました。

公判の休憩の時間が結構あるんですね。あの中でも、やっぱり裁判長からいろんな話をさせていただいて、私自身は、裁判というと、何か非常に難しいというようなイメージを持っていたのですが、実際に参加いたしますと、非常に分かりやすいし、何というんですかね、難しさをあまり感じないというのもおかしいのですが、そういう感じがいたしました。

それから、審理の進め方そのものも、検察、弁護側、双方共に言っていること、また、訴えたいことが非常に分かりやすく、裁判員裁判というものをよく分かった上で、やっているのかなという感じがしました。もう5年もたつので、そういうことになっているのかなという感じがして、最初から最後まで分かりやすいと言ったら申しわけないのですが、非常にそういう感じがいたしました。そういう裁判でございました。

【司会者】

ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

【3番】

私が担当したのは、現住建造物等放火未遂の事件だったのですが、被告人は、その前に同じような事件を起こしていて、刑が確定してから2か月しかたっていないのに、同じような事件をまた起こしたというものでした。それで、その理由というのは、小さい頃から病気を患っていて、それが理由で就職ができないなど、いろんな悩みを抱え、ストレスで死にたいと思うようになり、火をつけたというものでした。被告人の生い立ちなど、ちょっと複雑なところがあって、よく分かりませんでした。裁判官の方からも説明がなかったですし、法廷で質問するようにと言われても、なかなか聴きにくい面がありました。

例えば、この裁判のとき、母親が証人として来たのですが、父親は、一切顔も見せたことがない。このおばあちゃんの家には火をつけた。何で、自分の家じゃなくて、おばあちゃんの家には2回も火をつけたのかという、そもそもの始まりから、よく分からなかったのですが、4日間の評議がありましたが、だんだん自分で推測してつ

かんでいく以外ないのかなというようなことを感じました。

量刑に関しても、何せ執行猶予付きで出てきて2か月しかたないうちの再犯でするので、同情の余地はないということで、評議期間は、4日間あったのですが、3日で決まり、4日目はお休み、5日目に判決の宣告ということになりました。非常に何というか、気の毒なんですけれども、常識的に言ったら、こうかなというような結論になったような気がいたします。

【司会者】

ありがとうございます。では、4番の方、お願いします。

【4番】

よろしく申し上げます。私が担当した裁判は、昨年11月なのですが、強盗致傷、いわゆる「オヤジ狩り」の事件でした。事件が起きた当時、被告人は、未成年で、他の未成年者二人と一緒に実行に移ったという事件でした。その人の背景とか、いろいろそういうものを見ていく中で、裁判員の皆さんと意見を交換しながら結論を出していくんですけれども、実際に裁判員をやる前は、とても堅苦しいイメージを持っていて、選ばれたら、やりたくないなと思っていたのですが、今は、すごくためになる期間だったなと思っています。

テレビとかで見ているときは、こういう悪いことをした人は重い刑にしたらいいのとか、そういうふうに思っていたのですが、実際にいろんな背景を見ていく中で、一概にそういうものではないのだなと感じました。

あと、やっぱり犯行時少年だったということが、量刑を判断する上で、すごく悩むポイントとなりました。本日は、よろしく申し上げます。

【司会者】

ありがとうございます。では、5番の方、どうぞ。

【5番】

私が担当した事件は、アパートに住んでいる被告人が自分の部屋に火をつけて、そのまま部屋を出て行ってしまったという現住建造物等放火の事件でした。後日、

自分で交番に出頭して、火をつけたということで逮捕されて、裁判に至ったという事件でした。

裁判員制度は、ニュースとかテレビとかで見て知っていたのですが、じゃあ、具体的にどういうふうに進めていくのかというところが全然分からなくて、最初のイメージですと、裁判が終わるまで、どこかに缶詰めになって、家にも帰れないのではないかと、何かそういうイメージを持っていました。実際は、裁判員として裁判に関わったわけですが、裁判長の方には、とても分かりやすく、いろいろ説明していただいて、他の裁判員の方とも、初日は、初めて会う人なので、なかなかうまく話もできなかつたのですが、最終日になると、「ああ、これで裁判所にもう来ないんだな。」って思うと、何か今までとは違う感情が出てきて、そういうことを他の人に言ったら、「実は、私も、そうなんですよ。」ということで、何か裁判を通して、初めて会う人が一つのことを考えて答えを出すという作業で一体感が出てきたのかなという感じがしまして、これも良い経験になったなというのが感想ですね。

【司会者】

どうもありがとうございました。

では、話題事項（別紙第2）の方を続けさせていただきたいと思います。

皆さん方に御参加いただきましたのは、今、御紹介にもありましたように、放火であるとか、あるいは強盗であるとか、あるいは強制わいせつといった、そういった事件であったわけですが、いずれも、被告人自身が自白をしていた、罪は認めていたという事件です。

それから、皆さん方にとって評議の中で一番お考えになられたところ、頭を悩まされたところというのは、被告人にどういう刑を科すべきなのか、刑を決めるということだったろうかと思います。

ここからは、この被告人に対する刑を決める、そういうことについて、実際に経験をされて、いろいろ感じられたことや、あるいはお考えになられたことを、順次、伺っていきたいと思います。

まず、これは、初日に説明があったことかと思うのですが、我々は、証拠に基づいて判断をしなければいけないということで、法廷で見聞きしたことに基づいて物事を決めていくのですよということだったかと思います。刑事裁判の流れの中で証拠調べというような場面がありまして、証拠の書類あるいは書面、図面が出てきたこともあるでしょうし、被告人が話をする、あるいは証人が出てきて話をする、そういった手続があったかと思います。そういったことで、皆さんが見聞きしたことに基づいて刑を決めていったと思うんですが、まずは、その刑を決めるという判断をする前提として、審理の中身がどうだったのかというところをお伺いできればと思います。

法廷で見聞きした証人とか被告人の話、分かりにくかったところはなかっただろうか。あるいは、こんな証拠がもっとあればよかったのではないかな。あるいは、これは何のために調べたのか、法廷で出てきたのがよく分からない証拠だったな。そんなような御感想がおありでしたら、そういったところから、まずお伺いをしていきたいと思います。

いかがでしょうか。先ほど、3番さんの話ですと、分からないところがあったということでしたけれども、もう少し具体的にお話いただけますでしょうか。

【3番】

例えばですけれども、これは、家庭、お父さんとお母さんが別居をしているのではないかなと思うのですが、自分の父親と母親の家がありますね。それから、30分ぐらい離れたところに祖母の家があって、何かよく分からないのですが、この火をつけた人は、こっちのおばあさんの家へ行って、火をつけているんですね。理由は、自殺したいということなのですが。

執行猶予付きの刑が確定して2か月後にまた火をつけてしまった。本人は、子供の頃、病気を患っていたので、就職も思うようにいかなかった。就職しても、すぐ辞めてしまって、うまくいかない。そういう人生に絶望し、おばあちゃんのところに行っては、火をつけたというようなことなのですね。被告人の母親が、何か全責

任を感じて、証人として裁判に出廷したのですが、父親については、父親の「ち」の字も出てこないんですね。最初、そういう家庭環境がどうなのかというような背景が分かりませんから。やっぱり情状酌量を求めるときには、生い立ちも少しは分かるように、弁護人の方も説明してくれたらよかったのになと思いました。

弁護人の方も、熱が入っていないのではないかと思うぐらい淡々としていて、情状酌量を求めても、熱意は伝わってこなかったですね。テレビで見るような、検事だとか弁護人の熱烈なやりとりというのはありませんでした。

【司会者】

その辺にちょっと物足りなさを感じたということですね。

【3番】

はい、そういうことです。被告人本人は、本当に更生したいという気持ちを訴えていましたけれども、弁護人からは、情状酌量してくださいという強い熱意というのは伺えませんでした。

事件が事件ですから、未遂ですけれども、2回目は、ちょっと家の中が焦げた程度、1回目は、修理するのに300万もかかるほどの燃え方だったらしいのですが、2回目は、ちょっとごみ箱が燃えた程度だったのです。

それで、他の裁判員の方といろいろ話をして、要するに、火をつけたって本人が消防署に電話したって言うんですけれども、消防車が来ますよね。それも夜中です。真夜中に消防車が何台も来たら、隣近所は、びっくりして大騒ぎする。それが、その前の事件というのは、2年ぐらい前ですから。

【司会者】

要するに、もう少し被告人の背景というか、その生活状況が分かった方がよかったということでしょうか。

【3番】

そうです。だけど、犯罪の事実だけを考えて量刑を決めるのですよとおっしゃっていたのですが。

【司会者】

それは、評議の中で裁判官からそういう説明をされたということでしょうか。

【3番】

裁判官は、女性のベテランの裁判長だったのですね。その方は、非常に我々裁判員の意見を聴き出すのが非常に上手な方で、フランクにいろいろ話してくださいました。

【司会者】

この事件、お母さんが証人として出てきて、その事件の前後のことも話をされているわけですね。

【3番】

そこがよく分からないところでした。我々は、ポッとその場に呼ばれて聴いているだけですので。それで、評議のときに、いろいろ聴いても、裁判官からも、その辺は、あまり説明がありませんでしたので。

【司会者】

御自身の関心としては、お父さんの影が全然出てこないのです、何でなのだろうということでしょうか。

【3番】

だから、そういう複雑な家庭なのだろうかと推測するわけですが。

【司会者】

推測ですか。

【3番】

推測する以外ないかと。量刑を判断する上では、必要ないのかもしれませんが。

【司会者】

そうですね。最終的に量刑を決めるときには、余り関係ないかもしれないけれども、御自身で、その証人の話を聴いている場面では、そういう問題意識がまだなか

ったということになるのでしょうか。「これも、大事なんじゃないか。」「どうして、お父さんのことは、全然出てこないのだろう。」という疑問点ばかりだったということでしょうか。

【3番】

だから、要するに、自分の将来を、夢をなくして、どうとかと言って、犯行に走ったということが、主な原因と言われているのですが、そこまでにいくには、やっぱり子供の頃からの家庭の事情とか、いろいろあるんじゃないかなと。そうすれば、その弁護人の方が。

【司会者】

そういうものももっと出してもいいのではないかと。

【3番】

熱弁を振るわなくても、ちょっと推測して、できたのではないかなと思うのですが。その辺を知りたかったというのが、個人的な感想ですね。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

他の方は、いかがですか。1番さんは、いかがですか。

【1番】

私は、今の3番の方とは全然違って、逆に、その方の、被告人の生い立ちから、どのような、例えば、健康面でも少し障害があったりとか、いろんなことがあるんですけども、そういったこともきちんと説明されていて、正しいかどうかはともかくとして、被告人の人物像についてつかむというか、感じるということについては、容易にできました。家族関係や就職など、人生の中の流れについても、きちんと説明がされておりました。

また、事件の内容についても、防犯カメラの映像や後から撮影したお年寄りの方のお部屋の写真などの証拠が提示されて、何が起こって、どんな事件だったかですか、犯行現場についても、土地のどの辺であったとか、次は、この場所であつ

たとか、被告人の行動との整合性とか、そういったことも、私たち裁判員にとって、とても分かりやすく説明されていました。

【司会者】

1番さんの担当された事件は、犯罪事実がちょっと多かったんですね。重い事件も二つやって、なおかつ、窃盗も2件ぐらいやっているような。

【1番】

そうなんです。そこで判明した事件としては、その窃盗自体は2件だったのですが、これは、何というか、推測と言うとおかしいのですが、浮かび上がってくるのは、そうしたことが他にもあった可能性はあるなと思いました。そういうことを考えてはいけないのですが。ただ、背景として、そのような生活をしていて、そういうことをしていたんだらうなというのが、はっきりと浮かび上がるぐらい、被告人の行動と犯罪との関係性については、とても明瞭でした。被告人も、全てを認めて、特段何かを隠しているということも感じませんでした。

【司会者】

事実の数が多いということだと、法廷での書類の数とか、その書類を調べる時間が多少長かったのではないかなと思うのですが、そこは、全然苦にならずに、むしろ、今、おっしゃったように、すごく分かりやすい形で証拠が提示されたということでしょうか。

【1番】

はい、そうですね。例えば、それがちょっと分かりにくかったり、「え、どういうこと。」ということだと、もしかしたら、そういうちょっとまどろっこしさを感じたかもしれないのですが、それぞれのケースについて、地図とか家の背景とか、いろいろなことがはっきり出ていたので、その犯罪の動きがドラマを見ているかのように、はっきり分かってくるぐらい、分かりやすかったように思っています。

【司会者】

もう一点、3番さんのお話との対比でいうと、1番さんの裁判は、被告人の話

を聴くという時間がたっぷり取ってあるようなんですけれども。

【1番】

そうですか。通常どうなのかが分からないので、何もありませんでした。

【司会者】

何か長いなとか、すごく話が長いなとか、そういうふうな苦痛に感じるようなところはなかったということでしょうか。

【1番】

そうですね。私は、そのようには考えなかったです。感じませんでした。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

他の方は、いかがでしょうか。

【5番】

自分の住んでいるアパートの部屋に火をつけたという現住建造物の放火の事件だったのですが、検察の方も弁護人の方もですが、証拠を出したときに、私たちに、どういう証拠を出しますよと、この証拠についてこういう質問をしますよということ、箇条書きだったのですが、レジュメ形式で説明をしていただきました。ですから、これからどういう質問をするのかということについては、私たちの方にも分かりやすく伝わりましたし、それに対して被告人や証人が答えた内容をメモに取れる空欄みたいなものがあって、そこに聴いた内容を書き込んでいけるということもできるものでしたので、証人尋問や被告人質問のときには、メモを取りましたし、後で終わって評議室に戻ったときには、他の裁判員の方もメモをされていたので、その後の評議のときにすごく役に立ちましたので、とてもありがたかったなと思います。

【司会者】

当事者から、すごくメモを取りやすく、記憶に残りやすいようなものを用意してもらえたということでしょうか。

【5番】

そうですね。はい。

【司会者】

5番さんの事件は、法律的にちょっと難しい、自首が成立するかどうかというのが問題になった事件ですよ。

【5番】

そうですね。自分でその部屋から出て行ったのですが、行く当てもなくなって、交番に出頭したと。弁護側は、自首が成立すると主張しますが、検察官は、それは出頭であると反論して、自首が成立するかどうかというのが、大きな争点でした。

【司会者】

その部分は、法律的な難しい問題で、法律の解釈に関係するような問題だったのではないかなと思うのですが、そこは、考えていく上で難しくなかったですか。裁判官の方から適切な説明があったということなのでしょうか。

【5番】

そうですね。裁判官の方が、かみ砕いて説明してくださいましたので、分かりやすかったです。

【司会者】

5番の方の事件では、刑を決めるというところの前段階で、大きな問題点があったということになるわけですね。

【5番】

はい。

【司会者】

4番の方、いかがですか。4番の方の事件では、証人がたくさん出てきて、日数も掛かったようなんですけれども、その辺りは、何か御感想とかございますか。分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、あるでしょうか。

【4番】

全体的なイメージとしては、とても分かりやすかったです。検察の方が証拠を提示する前に、メモのようなものを出していただき、そこにすごく分かりやすく、カラーでいろいろな、こういうところを見てほしいというところを書いてくださっていて、それを順番に見つつ、証拠を見ながら私たちがメモを取って、後で話合いをするときに、それがすごく参考になりました。あと、私の事件のときも、被告人は、女性なのですが、その女性の未成年のころの生い立ちとまではいわないのですが、どういう経緯で犯行に至ったのかというところの背景がすごく分かりやすかったですね。なので、結構、オヤジ狩りという形のものなので、自己中心的な考え方で起こしたものというふうにまとめてしまうと、それまでなのですが、それ以外にも、こういう背景があつてというのがすごく分かりやすかったので、後で評議をするときに参考になりました。

あと、被害者の方からも、お話をいろいろ聴きました。

【司会者】

被害者の方が証人として証人尋問に来られたんですね。

【4番】

はい、いらっしゃいました。被害者の方が小児科の医師の先生でいらして、その被害の状況をすごく詳しくお話をしていただいたので、本当に、何というんですか、どういうことでどうなったかというその被害を受けた後の経過観察とか、そういうところに関しても、すごく分かりやすかったので、後で裁判員のみんなで休憩に入ったときに、「専門的すぎて、逆に難しかったね。」と言うぐらいでした。

【司会者】

被害者の方なのに、ということですね。

【4番】

被害者の方の説明が、それぐらいすごく分かりやすく、分からないことも、裁判官の方が、「どうですか。」というふうに、毎回投げ掛けてくださいました。それで、「こういうことを聴きたい。」というふうに、お話をしたら、「じゃあ、それは質

問してみましよう。」というふうに言われて、積極的に裁判員の皆さんで質問をさせていただきますし、証拠に関しては、私も、1番の方と同じように、本当にその情景が思い浮かぶというか、分かりやすく参加させていただきました。

【司会者】

共犯者の一人が証人として話をしているということですね。

【4番】

はい。

【司会者】

他の事件ですと、認めている事件では、供述調書という書類を読み上げて、もう被害者の話は終わりとなるのが結構多いのですね。

それと比較すると、4番さんの事件では、被害者も法廷で話をしているし、それから共犯者も話をしているというところで、共犯者の話というのは、どうでしたでしょうか。やはり判断をする上で、聴いてよかったというような内容でしたでしょうか。

【4番】

そうですね。主犯の少年が逮捕され、余罪を調べていたところ、強盗致傷事件が発覚し、裁判が始まったということでしたので、犯行時から結構日にちがたっていたのですね。

被告人も、共犯者の少年も、記憶が曖昧になっている様子が見受けられました。誰が言い出したとか、この人が言ったとか、自分がやったとかで、つじつまが合わないところがちょこちょこ出てきました。

ですので、被告人と共犯者の少年とどちらの話信じたらいいのか、とても悩みました。そういう中で、主導はどっちだったのだろうかとか、そういうところについて話をする際に、その共犯者の少年に対する証人尋問は、すごく参考になりました。

【司会者】

主犯とされた共犯者は、証人として来ていなくて、供述調書が証拠で出されたと

ということですね。

【4番】

はい，そうです。

【司会者】

共犯者は二人いて，一人は供述調書，一人は証人として実際に話を聞いたと。それで，言っていることが少しずつ違っているんだというところでしょうか。

【4番】

はい。

【司会者】

その場合に，判断する上では，やはり直接話を聞いた方が理解しやすい，あるいは判断しやすいのか。調書としてまとまったものを朗読で聞いた方が分かりやすいのか。その辺，何かお感じになったところがありますでしょうか。

【4番】

今，お話にあったように，主犯の少年は調書だけで，被告人と共犯の少年は証人尋問を行って供述を聞いていくわけなのですが，直接来て本人が話しているのを聴く方がリアリティーがあると思います。被告人も，その場に座っていますし，二人を見ながら話を聴くことができる状況ですので，もし明らかに嘘をついているのであれば，何か変化を感じることもできると思います。共犯の少年に対しても質問をすることができましたので，やっぱり証人尋問という形で直接話を聴く方が分かりやすかったなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。皆さんお一人お一人から，事件の中身まで立ち入って，いろいろとお伺いしましたけれども，今，最後の方に出てきたのは，結局，認めている事件ですと，被害者とか，あるいは関係者の証拠というのは，供述調書という形で出てくるのが結構多いんですよね。それが，4番さんの事件では，少し特殊なところがあったようです。

1番と2番と3番さんの事件がそうですけれども、被告人は、体調にいろいろ問題を抱えていたようですが、被告人の体調に関する証拠というのは、何か書面で出てきて、検察官か弁護人が朗読するというようなことだったのでしょうか。

【3番】

ええ、そうですね。検察も、弁護人の方も、書類を読み上げただけでしたね。

【司会者】

少し医学的に専門的なところもあったのではないかという気もするのですが。

【3番】

ええ、ありました。

【司会者】

そこは、十分に理解できる内容でしたでしょうか。

【3番】

はい。それは、分かりました。症状とか、いろいろお話を詳しくされていました。

【司会者】

1番さんとか、2番さんは、いかがですか。

【1番】

私のケースでは、被告人が少し体調に問題を抱えている方で、その方が話したときもそうですが、病気でこういうことがあったので、普通の学校には行けなかったなどといった経緯を結構詳しく具体的に説明されました。

ですので、私自身は、そういった病気で入院したり、普通の生活ができなかったりしたことが影響しているのではないのかなと、違った環境であつたら、この人は、ごくごく普通の人として扱われて生きてきたのではないのだろうかという気持ちがするくらい、お話もきちんとできているし、その話が分かりにくいといったこともなかったです。ただし、自分の罪を何とか弁解したいという気持ちで必死になってしゃべるときには、少しポイントがずれているということはあったかもしれませんが、体調に問題を抱えている人という印象は、受けませんでした。

普通の人と同じように学業ができなかったということや、被告人の生き立ち、学校生活や入院したときの病気の治療の様子などというのが語られていましたので、よく分かりました。

【司会者】

十分な証拠がその部分にはあったということですね。

【1番】

そうですね。私は、他の裁判のことは分からないのですが、そのように感じました。

【司会者】

御自身が判断する上では、十分過ぎるような証拠だったということですね。

【1番】

はい。十分な説明がされていたと思います。

【司会者】

2番さんは、いかがでしょうか。

【2番】

はい。被告人は、体調に問題を抱えていて、その治療も受けていました。それから、それが再発して医者に行ったら、悪化するかもしれないというような診断を受けて、相当ショックで、その帰りに強制わいせつ事件を起こしたということでした。

ただ、検察側の医師の話として、そういうことは一切関係ないというような意見が述べられました。

【司会者】

それは、書面で出ていたということによろしいでしょうか。

【2番】

はい、書面です。

【司会者】

捜査段階で鑑定か何かしたその中身ということですか。

【2番】

はい、そういうことですね。ただ、弁護人側の話としても、体調に問題を抱えていたから、こういう事件を起こしたので、その辺について情状酌量を求めたいという感じで進められているようには思えなかったですね。

【司会者】

弁護人も、余りそこについては強く主張はしていなかったということでしょうか。

【2番】

もちろんあるのですが、それを中心に持ってくるということではなかったように思っています。その他いろんな事情がもちろんあるわけですから、その辺については強く弁護人が主張されていました。

被告人が病気だったというところに焦点を絞った話ではなかったということです。

【司会者】

お医者さんの鑑定結果について、分かりにくいということではなかったでしょうか。

【2番】

そうですね。それ自身は別に分かりにくくはないと思います。

【司会者】

病名を聴いただけでは、我々でも、一体どんなものなのだろうと、ピンと来ないところもあるのですが、それに追加して何か、その病気はこういうものなのですよというような説明があったということでしょうか。

【2番】

私は、追加の話はちょっと覚えてませんね。

私自身は、会社にもそういう人がいましたので、それでよく分かっているのですが、自分の頭の中では勝手に消化しているのかもしれませんが。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

証拠の内容のことをずっとお伺いしてきたことになりましたけれども、他に何かご

ざいますか。

【2番】

先ほど、最初から申し上げているように、非常に分かりやすい裁判の進め方で、弁護側も検察側の話も全部分かりやすいなという感じがしているのですが、ただ一点、その審理の中で、量刑を判断するのに重要な要素って、いっぱいあると思うんですけども、その中で見過ごされてしまう部分というのが私の場合一つだけあったような気がしていますね。

それは、その裁判員と専門的なこういう裁判の関係者の方たちとの意識の違いなのかもしれませんけれども、具体的に申し上げてもよろしいでしょうか。

【司会者】

どうぞ。はい。

【2番】

強制わいせつ事件ということで、被告人が被害者をそういうふうにするわけですね。そのときに、検察側の冒頭陳述の中で、「マンションの1階で被告人が被害者を押し倒して」というところから始まるんです。もう「押し倒した」ということになっているわけですね。

ところが、その後の被告人への質問の中で、これは、検察側の質問もありましたし、弁護人の質問もあったのですが、被告人は、「被害者をつかもうとしたら、被害者が嫌がって、しゃがみ込んで、床の上に倒れ込んだ。」ということをして2度にわたって話をしています。ということは、要するに、押し倒すというような行為じゃなくて、被害者が自分からしゃがみ込んだということなんですね。

これは、聴いていて、違うかと、私は、その時、思ったんですけども、ただ、これについては、全くそれが問題視されない。その審理の中ではですね。私も、違うなと思ったぐらいなので、さしてそれが問題になるなんていうのは、全く思っていなかったです。そういう違いがあるのかなと。でも、量刑評議になったときに、今さらこれを確かめようがないわけですね。もう裁判は終わってしまっているから。審

理の中で、検察官、弁護人が何で突っ込まないのかなと。特に弁護人がもう一步、これを進んで、「押し倒したのではなくて、しゃがんだのですか。」ということをもっと強く言ってもらわないと、多分、いや、これは、もちろん真実かどうかは分かりませんよ。ただ、そこは争った方が良かったのかなというのは、後で分かったものですから。そこら辺がよく分からないんです。裁判をやっている間は、ああ、大した問題じゃないのかなと僕らは思ってしまうのですね。

【司会者】

両当事者の方から、特に立証活動ということになるのですが、何か、この際、お聴きになりたいことがあれば、検察官、弁護士さん、何かございますか。

【和田検察官】

5番さんから、何かメモが良かったと、書き込みができたのが良かったというお話がありましたが、どのようなものだったのでしょうか。イメージさせていただきたいのですが。

【5番】

A4の用紙で、検察、弁護側が出してくる書類、証拠で、こういう証拠です。例えば、図面とか供述調書の内容とか、こういう質問をするという項目があります。これに沿って検察、弁護人が、被告人、証人に対して質問していくので、どういう質問をするかということは、そのメモを見て分かっているので、何を質問したかということについては、メモする必要はありません。その質問に対して被告人、証人がどう答えるのか、何を答えるのかということをお聴いてメモすればよく、証人や被告人の答える内容に集中できて、後々整理するのに役に立ちました。

説明をお聴いた後、休憩のときに、評議室でメモを見ながら、「今の質問は、こうだったよね。」とか、「この辺、ちょっと私は聴き逃したんだけど。」とか、「これは、こういうことを言っていたよ。」などと、他の裁判員の方と話をしたのですが、メモがあったお陰で、質問に対する答えについて重点的に話をすることができました。メモがなければ、どういう質問をしたとか、どういう答えだったとかをメモに

取らなければならない、場合によっては、聴き漏らしてしまうこともあるかもしれないと思いましたがね。ですので、あらかじめ質問をする内容というのが分かっていたので、良かったのかなと感じています。

【司会者】

よくあるのは、こういう項目について聴きますというふうに、例えば、「何日のことについて」とかですね。そういうことが多いのですが。

【5番】

そういう項目だけなのですが、具体的に、こういう質問ですと、かみ砕いて。

【和田検察官】

そういうふうにしゃべっているということですか。紙自体には、そういう項目だけなんだけれども、質問するたびに関連付けるという意味ですか。

【5番】

質問する内容も、あらかじめ書いてあるんです。

「こういうことで、これについて、こういうことを聴きます」というように書いてありました。それに対して、答える側の内容を書き留めるだけでよかったので。

【司会者】

要するに、証人の答えの部分だけに集中できるような工夫がしてあったということでしょうか。

【5番】

そうです。集中できました。

【和田検察官】

ありがとうございました。

【司会者】

弁護士さんの方は、何かありますでしょうか。

【松田弁護士】

2番さんと3番さんの御意見を拝聴して、他の裁判員の方で、そういった弁護活

動への疑問というのがもしあったら、教えていただきたいと思います。

それと、関連してなのですが、私自身も、証人尋問や被告人質問が終わった後に、これを聴いておけばよかったかなと思うことは正直ございます。それで、裁判員の皆さんもそういったことが、もしかしたら、2番さん、3番さんが、そういう気持ちで、今、御意見をおっしゃったのかどうかということと、これを聴きたいけれども、躊躇してしまったという質問があるかどうかということをお聴かせいただきたいと思います。

【司会者】

まず、最初におっしゃったのが、弁護人の活動として、この事件のこういうところがちょっと物足りなかった、不足していたというような御意見が他にあるかどうかというところでしょうか。

【1番】

私が担当した事件の被告人は、ギャンブルを嗜好して、その中毒性から、どうしてもやめられず、お金はどんどんなくなっていき、そのお金欲しさに犯罪を重ねてしまったというものでした。その被告人の弁護人の主な活動についてなのですが、更生施設の方を連れてきて、「施設では、これこれこういう活動をしています。」ということについて時間を掛けて話をさせて、弁護人も、「被告人も、このような施設に入って更生することによって」という具合に、すごく力を入れて話をしていました。

私も、記憶が薄れてきていますので、違っているかもしれないのですが、被告人と一つ一つの事件とを関連付けて話をするといった印象はなくて、とにかく更生施設に入って被告人は更生していきますという話をメインに弁護活動がされていたという印象でした。

被告人がいろんな背景を持っていて、生い立ちだとか、いろんなことを割と詳しく、裁判員みんなが理解できるほど、いろんなものが提供されていたのですが、弁護人の話は、更生の話ばかりでした。

説明を聴いているときには、思い至らなかったのですが、量刑を決める際に、自分は、被告人の家庭環境などの背景事情を考慮できていたのだろうかと考えてしまいました。家庭環境は、本当に悲惨で、大変だったようでして、いろんな意味で、そういう事柄が何もなかったというのは、果たしてそういうものなのだろうか、後々、疑問というか、ちょっとすっきりしない感じは、ずっと残りました。

【司会者】

ありがとうございます。弁護人の重点の置き方が、1番さんの感想からすると、今後の更生のことばかりに印象が残ってしまうような重点の置き方で、むしろ、もう少し違った犯情なり経緯のところに重点を置いたら、もしかしたら、その部分についての議論がもっとできたのではかなろうかということ、冒頭でおっしゃったように、今、いろんな事件のことを見たり聴いたりすると、思い返される、そういうことでしょうか。

【1番】

はい。

【松田弁護士】

今、振り返られると、要は、弁護活動の優先順位の置き方にちょっと違和感を覚えるということでしょうか。

【1番】

そうですね。

【松田弁護士】

ありがとうございます。

【司会者】

他には、いかがでしょうか。

【4番】

私の担当した事件は、被害者の方がヘルメットで殴られたことによって、硬膜下血腫というけがを負ったというものですが、確かに、その方の家庭事情もあって、

入院はせず自宅加療ということだったのですが、それは、その方自身が医師であるから、自分である程度のこと分かるので、自宅加療ということにしたのであって、硬膜下血腫というのは、決して軽いけがではないというふうに思うのですね。ですが、弁護人の主張では、入院もしておらず、外来加療で済んでいるわけなので、大して重篤なけがではないということが書かれていたのです。しかし、私は、重篤なけがではないと言ってしまうのはどうなのだろうと思いました。

被害者の方は、小児科の医師をされていたのですが、頭部に外傷を負ってしまい、子供が怖がるのではないだろうかと考えてしまい、仕事をお辞めになったということでした。このように、けがを負うだけでなく、それ以上のことが被害者の身には起こったわけですが、それで、けがが重度ではなかったというふうに言い切ってしまうのには、ちょっと違和感を覚えました。

弁護する立場としては、実際、意識障害が起きて、入院をしたということではなかったものですから、そこまでのけがではなかったということをおっしゃりたいのかなと思ったのですが、けがの程度に関して、軽く考えているとっては失礼かもしれないかもしれませんが、あまり重きを置いてなかったのかなというふうに思いました。

【司会者】

立場とはいえ、というところでしょうか。

それから、次の質問は、裁判員の立場から質問しておけばよかったというようなことがあったかどうかということでしょうか。

【松田弁護士】

今、振り返って、これを聴いておけばよかったなということがもしありましたら、教えていただきたいと思います。

【2番】

私が聴いておけばよかったなと思ったところは、「押し倒したのではないのですか。しゃがみ込んだだけなのですか。どちらなのですか。」ということですか。聴いておけば、よかったというのは、後から思ったことです。

ただ、審理の流れの中で、裁判員としては、それが大きな問題なのかどうなのかというのは、正直分からないのですね。あれ、違うなということは、気付くのですが、それを突き詰めて考えなければならないことなのかどうなのかということは、実は、よく分からないのですね。ですから、ちょっと質問するということができないというのが実情だと思います。裁判員というのは、そういうものなのかなと思っております。

【司会者】

やっぱり、その審理をしている途中に、このことが不足している、あるいは不足していないということをもともと分かれということ自体、ちょっと無理があるのではないかということでしょうか。

【2番】

はい。それから、検察側が言う内容と、被告人が話している内容が違っているということについては、裁判員にも、話を聴いているので、当然分かります。ただ、違っているということがその裁判にどのような影響を与えるのかというところが分からないのです。実際、審理中は、それが重要なことなのかどうなのか、別にそんなことを突き詰めても、裁判の結果にはほとんど影響しないことなのかどうなのか、全然分からないので、質問しにくいということはあったと思います。

【司会者】

そこは、我々も、気を付けなければならないところですね。要するに、これから始まる証拠調べの中で、こういう部分に着目してくださいとか、こういうところに関心を持って聴いてもらわないといけない、見てもらわないといけないというところを提示しなければならないのでしょうか。あるいは、争点を整理した裁判所の方も、そこを意識しながら、訴訟を進めなければいけないところだろうと思います。

今、2番さんが感じられたようなことを他の方で感じられた方は、いらっしゃいますでしょうか。こういう点がこんなに問題になるとは思わなかったと、後から思ったという方は、いらっしゃいますでしょうか。

【5番】

ちょっと質問と逆になるのですが、私の場合、自首が成立するかしないかということが一番の問題になったのですが、自分がちょっとこれどうなのかなと思って、直接、質問して、その答えを聴いて、そういうふうを考えているということは、この被告人が部屋に放火したというそこまでは、警察の方も疑いを持っていなかったということが分かったので、自分としては、これは、自首は成立するのだろうかということで、その後の考えというのでしょうか、そういうふうに役立ったということがあったので、すごく納得がいったということがありました。

【司会者】

そうすると、そういう質問ができたのは。

【5番】

すごく良かったなと思いました。

【司会者】

そういう質問ができたのは、なぜだったのでしょうかね。そういう発想ができたのは、そもそもの問題点がきちんと把握できていたから、そういう質問ができたのか。あるいは、何か、「たまたま」と言うと、失礼かもしれませんが、たまたま思い付いたことが後々まで生きたということなのか、それは、どちらなのでしょう。

【5番】

被告人質問のところで、警察官とのやりとりの中で、これはどうなのだろうと思ったところがあったのですが、答えが出てくるような質問もなく。

【司会者】

検察官も弁護人も聴いていないことだけれども、御自身の中では、こういう点はどうなのだろうと疑問に思ったということでしょうか。

【5番】

そうですね。そういうのがあって、裁判長の方からも、「もし質問があれば、直接、質問をしますか。」ということ saying いただいたので、ちょっとこれ聴いてみよう

かなと思って聴いたのです。

【司会者】

それが後々の自分の判断に役に立ったということでしょうか。

【5番】

そうですね。自分の中でうまく消化できる材料の一つにはなったのかなと思います。

【3番】

検察官の方にお聴きしたいのですが、今のお話で、自首か出頭かで、量刑に影響はあるのですか。

【和田検察官】

端的に言えば、ある場合とない場合があります。自首になるけれども、これは、減軽事由になるような事案じゃないだろうというのも正直多い。

【3番】

2番の方の突き倒したか、自分でしゃがんだかというのも、量刑には影響は出てくるのでしょうか。

【和田検察官】

どの事案でもとは思いませんけれども、事案によってとなりますかね。確かに、ワーッと押し倒した方が自分でしゃがんだよりは、やっぱり悪いといえば、悪いですから。

【3番】

弁護士の方にお聴きしたいのですが、個人的な感想になりますが、私の担当した裁判で、判決宣告の日に宣告までちょっと時間があるので、他の裁判をちょっとのぞいてみたのです。そうしたら、その事件の被告人は、私の事件の被告人とっしょで、更生を訴えて、しょんぼりして、すごいしょんぼりした様子で、顔だけは違っていますが、同じ雰囲気、同じスタイルだったのですね。

要するに、その人も、更生したいということを訴えていたのですが、ああいった

ことは、弁護士の方が、裁判所ではこういう態度を取りなさいよとか、そういうことを意識付けされているのでしょうか。どうなのでしょう。

【松田弁護士】

それは、ちょっと個々の弁護士の弁護方針にもよります。

【田中弁護士】

私個人の話としては、特にそういうことは意識していません。

【3番】

全く違う事件なのですが、何か同じように見えたものですか。

【司会者】

みんな同じようにしているんじゃないかという疑いを持たれたということですか。

【3番】

要するに、もうやっていることは、目に見えているわけなので、あとは、いかに量刑を少なくするかという問題です。

更生の問題を一生懸命訴えているんですね。

【司会者】

ただ、そればかりでないところが刑の難しいところなんですけれども。

(休憩)

【司会者】

それでは、後半ということで、刑を決めるという評議についてのお話をお伺いしたいと思います。論告や弁論の中身ということと、実際の評議での裁判官からの説明とか、あるいはグラフを参考にしたりとか、その辺りのところを一緒にいろいろ伺っていきなというふうに思います。

まず、とっかかりは、刑を決めるということで話し合いを進める際に、刑を決めるに当たってはこういう考え方をしますよというような説明が、多分、裁判官からされたと思うのですが。

まず、どうでしょう。御担当されてから大分日にちも経っているのですが、こう

いう説明が、まずは、裁判官の方からありましたでしょうか、ということをちょっと確認したいと思うのですが。もうあまり記憶に残ってないでしょうか。

5番さんは、いかがでしょうか。

【5番】

このことも説明を受けていましたし、量刑を決めるまでに、どういうステップで決めていくかというものを印刷物で作っていただいて、それプラス、この量刑グラフというものをプロジェクターで出していただきました。あとは、量刑を検索できるものを使って、いろいろな場合の量刑がどうなっているのかというものを見せてもらいました。あと、ホワイトボードに有期刑は何年から何年というところを書き出していただいて、分かるように説明をしていただきました。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方で、「全然、こんな説明受けてないな。」という方は、いらっしゃらないですよね。裁判官の側からの関心としてはですね、これは、法律的に難しい一つの考え方なのだろうと思うのですが、裁判官から説明があって、なるほどというふうに十分に御理解いただけたのか、あるいは、その考え方自体に疑問を持たれたような部分というのはなかったかどうかというところをお伺いできればと思うのですが、特にそういうことがあったという方は、いらっしゃいますでしょうか。

【3番】

多少ありました。

【司会者】

どういう点でしょうか。

【3番】

説明を受けて、「ああ、そうなのかな。」と。それで、何年、何年って、いろいろ意見が出ますよね。それで、多数決によって最後は決められます。そのとき、いろいろ意見が出た場合に、平均値を結論とすることはできないのでしょうか。

【司会者】

それは、多数決の方法の話ですね。

【3番】

はい。

【司会者】

法律にこういうふうに多数決をしなさいと書いてあるものですから、法律に書いてあるとおりに多数決を取らなければならないことになるのですね。だから、足して2で割るといような方法は取ってはいけないことになっているのです。

【3番】

何か少ない方を取ると言われたのですが。

【司会者】

そうですね。少ない方に足して行って、過半数を超えたところということは、法律で定められています。

【3番】

その辺は、ちょっと理解できなかったですね。

【司会者】

多数決の前の、刑の大枠というのは、こういう要素をポイントに決めていくんですよという考え方自体に、何か違和感なり、何なりというのをお感じになったということは、特にございませんでしょうか。

【4番】

違和感というほどではないのですが、確かに、客観的に起こったことと結果を基に判断するというのは、もちろんなのですが、どうしても私の事件のとき、被害者の方、処罰感情がすごく大きかったので、そういう被害者の方の感情って入れてあげられないのかなというところが、ちょっとひっかかりました。どうしても加害者の更生とか、そういうところに、被害者の処罰感情というよりは、そっちの方に重きを置いているのかなと感じました。法律ということで、そういうふうに判断する

べきことなのかなとは思いますが、どうしても被害者の方に、こんなことをされたら絶対許せないという気持ちが、やっぱりどうしてもみんなあると思うので、そこがあまり加味されないのかなということは、ちょっと感じました。

【司会者】

そこはあまり重視してはいけませんよという説明だったわけですね。法律的な考え方としては、あんまり処罰感情で大きく刑が極端に重くなったり、あるいは、逆に軽くなったりしてしまっておかしいではないかということが、もともとの考え方のところにあるのですが、それについては、少し、どうなのかなというふうに思われたということですかね。

【4番】

そうですね。はい。

【3番】

裁判員制度を取り入れられたというのは、要するに、今までの裁判の結果が甘すぎるから、裁判員制度を取り入れるのだというのが、私なんかの認識だったのですが。

【司会者】

必ずしも、そういう方向性のある制度というわけではありません。一般の方々の感覚とか、あるいはその社会の常識というものを、きちんと刑に反映していかなければならないというところは、そのとおりののですが、それが、裁判官のやっている裁判だけでは、軽いのか重いのかというようなことは、発想としてはありません。

【1番】

私が担当した事件は、殺人未遂で、しかも、その殺人未遂が2件で、他に窃盗事件がありましたので、重罪であることは、間違いありません。それで、量刑のときに、この分布グラフの例とか、そういうのも、きっと提示していただいたとは思いますが、法律については全く素人の私たちは、量刑について実際の判例を示していただかないと、どうにもこうにも本当に判断の基準がないので、幾つ

も教えていただきました。

そうしますと、殺人未遂，強盗傷害に当たるのかもしれないのですが，大変重いけがをしていて，そして，お金を取ろうとして相手を刺したりとか，何か月も入院したり，大変重い罪を犯していて，そして，実際に盗んだ金額も何百万，弁済したとか，いろいろなケースはありましたけれども，それに対して付いている量刑が，意外に，存外に軽かったのですね。

というのは，私の案件は，20年の求刑だったのですが，その方たちは，もちろん殺人未遂って，本人は殺意がないとかあるとか言ってますけれども，そのけがは重篤なものだったろうと思いますが，やはり，そうした実際のけがとか，そういったものから比べれば，これで済んで殺害に至らなかったことがよかったなという気持ちが起こるんですけれども。

それに対して，みんなで刑を決めようというので，投票の形でしていったときに，私が考えを話したところ，裁判官の方が意見をおっしゃいまして，それが私は大変びっくりしまして，そういう言葉があると影響しないのだろうか，ちょっと不安にはなりました。

【司会者】

要するに，裁判官からの言葉の影響力ということですか。

【1番】

そうです。

【司会者】

評議の充足感というか，もう少し何かいろんなことを評議した上で，年数を決めた方がよかったのではないかという思いが残っておられるのでしょうか。

【1番】

そうですね。多分，裁判官の方は，きちんと分かっているからなので，その意味するところは，正しく正確にいろんな要素を持ってらしたことは間違いないと，信頼はしているのですが，そこに私たちが納得して，「ああ，そうなのか。」と思う

ほどには、その量刑を決めるときに、評議の時間とか、そういう要素を盛り込めていないと思います。

それで、実際に決まった後に、少ししてから、ちょっと涙ぐまれる方もいたりして、いざ宣告したら何だかというふうに衝撃を感じられた方もいたりしました。

【司会者】

分かりました。ただ、結論もそうですけれども、どうもその評議をしていく中で何をテーマにどれぐらい時間を掛けて話し合いをするのかということにも、ちょっと不安全感があたりになるのかなという感じでしょうか。

【1番】

そうですね。とても困難だなと思いました。量刑がないと分からないし、量刑を照らして見せていただくと・・・。

【司会者】

データですね、資料。

【1番】

データで、例えば、刺して3か月相手が入院して被害金額200万円で、弁済はしているとか、いろんなそういったようなのが出ているよりも重いというのは、どうしてなのだろうというのが最後までよく分からなかったです。

もちろん、私は、そうは言っても、裁判の中で裁判官の方たちが経験とかいろいろなことの中で判断したことに対して、全く何というか、信頼は置いていますので、「ああ、じゃあ、そういう考え方にするのか、そういうものなんだな。」とは納得しております。そんな経験でした。

【司会者】

ありがとうございます。

あとは、量刑データ、分布グラフというのを、我々は、「参考にしてください。」というふうに、「これに全然拘束されるものではありませんよ。」という形で、評議は進めているつもりなのですが、それについて皆さんの方でどういうふう感じて

おられるのか。何か押し付けられている感じがする、あるいは、それについてもう少し話をちゃんとしなければいけないというふう感じた、いろいろ多分感じ方があるのだろうと思うのですが、いかがでしょうか。量刑分布グラフ、これについては、いかがですか。

【1番】

私は、そのグラフを見せていただいたという記憶があんまり強く残ってなくて、むしろ判例の方を参考にしました。

【司会者】

個別の。

【1番】

個別の判例を見てやっていたという印象があります。

【司会者】

それは、口頭で、こういう事例がありますよというふうな説明があったということでしょうか。

【1番】

プロジェクターか何かで、ちゃんと出していただきました。

【司会者】

細かい表みたいなの。

【1番】

そうですね。項目だけでささっと。被害が何か月で、けががどうか、金額が幾らでとか。

【司会者】

一覧表になっているようなもので。

【1番】

はい。弁済したとか、していないとか。

【司会者】

あれをざっと見てという感じなんですか。

【1番】

そうですね。たくさん見て、みんなで必死に見たような記憶があります。

【司会者】

他の方は、いかがですか。データ、グラフと、あるいは、それ以外に目にしたものが良かったのか、あるいは悪かったのかというところなのですか。

【3番】

やっぱり判断というか、考え方の基準としては、こういうのを見て、ああ、そうかなと思いました。

【司会者】

あった方がいいですか。

【3番】

ただ、終わって、しばらくしてから考えたら、やっぱり非常に千葉で凶悪事件が多いということで、裁判員になった人も多いらしいのですが、そういうすごい事件が多いということで、反対に、裁判所も検察も弁護士さんも、ある程度機械的に決めていくのかなと。

要するに、裁判員制度で凶悪なニュースをテレビで見たりなんかすると、非常に被害者に対して考慮していないのではないかという印象を非常に受けるわけですね。他のテレビなんかで見ていると。そういうことからして、もっと前例にしばられないという、もう変わってもいいんじゃないかというふうに個人的には思っていたのです。今も思っているのですが。

それで、終わって考えてみると、やっぱりあまりにも件数が多すぎて、機械的にある程度、過去の前例をどんどんどんどん割り当てていかないと、要するに、裁判自体がもう行き詰まってしまうのかなという感想は持ちましたね。終わってから。

【司会者】

すると、こういうグラフを参考にして判断をするということについては、まあ致

し方ないかなという感じですか。

【3番】

なっているのかなと。

【司会者】

そうなっているのかなということですか。

【3番】

その範囲で、我々も、何か評決したような気がします。

【2番】

私から言うと、この量刑分布グラフって、これだけではないと思いますけれども、再犯の場合の判決ではどうですよというものから、いろんなものを見せていただきましたけれども、実際には、これがないと、私たちは、判断できないと思うんです。

この中でどう判断していくかって、もちろんこのとおりになるかどうかというのは、分からないのですが、ただ、これは、非常に大きな材料になって、非常に助かるものだと思っています。

したがって、これがないと、何ともしようがないということで、だから、非常に役に立ったなという印象が強いです。

【司会者】

重ねてちょっとお伺いしたいのは、冒頭の話で、検察官も弁護人もすごく分かりやすかったというお話でしたよね。刑を決める上で手続の最後に論告、それから弁論というのがありますよね。この論告とか弁論、検察官が最後に言ったこと弁護人が最後に言ったことも、やっぱり刑を決める上で相当参考になったというか、なるほどというところで話合いというのは始まったという印象でしょうか。

【2番】

いや、それは、様々な受け止め方を裁判員の方はされたと思っています。その話、最後の評議のときにはですね、結構、検察官の論告・求刑、あれが非常に滑舌もいいし、ものすごく格好いいわけですよ。それがものすごく何か私たちの評議の場で

話題になっていました。そういうのもあるのかなと思ったりもしました。全員ではないのですが。そういうのも多分に影響しているんだろうなとは思っていますが。

ただ、量刑そのものの判断というのは、やっぱりこういう過去の判例の中でこういうことになっていますよというのは、それは一番大きな要素を占めるのではないかと私は思っています。

【司会者】

他の方、いかがですか。量刑のデータ、それから検察官、弁護人の論告、弁論の中身というのを刑を決める上でどれぐらい参考にされたのかというところなのですが。

【5番】

やはりこの量刑分布グラフは、量刑を決めるときには、すごく参考になってました。これがないと、どの辺に持っていくのか判断できなかったのではないのかなと思います。これを見ながら、例えば、放火の場合は、有期刑は5年から10年だったと思うのですが、その中で、じゃあ、どの辺りが妥当なのかということも、やっぱりこれがないと、言葉でこれぐらいですと、大体これぐらいからこれぐらいの5年から10年が有期刑ですということも言われても、目で見て、ビジュアル的に見て、これで、例えば、私が扱ったこの自首が成立するかしないかということで、自首の判断というのも、自首でどれぐらい減刑できるかという話合いも、実際にこのグラフを見ながら、ここまで、自首は一応成立したけれども、目一杯の減刑はどうかとか、被告人の論告のとき、裁判を通しての言動とかそういうのも、じゃあ、どれぐらいまでは減刑できるのか、それとも、全く考慮できないよねとか、そういう判断をするときに、こういうグラフがないと、ちょっとすんなり出てこなかったと思うので、やはりこれはすごい参考にはなったと思います。

【司会者】

4番さんは、いかがですか。

【4番】

私も同じで、やはりこの量刑分布グラフというのを参考にさせていただいて、同じような事件が起きた時はどういう判断をするものなのかというのが、目に見えて分かりやすかったなと思います。

ただ、私の担当した裁判のときは、当時、被告人は少年でしたので、少年だったということをどうするのかといったところが議論になりました。

弁護士の方、検察官の方が最後の論告とか弁論をお話しされるときに、やっぱりそこでいろいろな証拠などが弁論で提示されるのですが、結局、どこを一番推したいのかというところは、最後が一番要約されているのかなと思ったので、そこを考えながら判断する。いっぱいある資料の中で最後に何を見ようかなというときに、それがあって、とても分かりやすかったなとは思いました。

【司会者】

すると、論告、弁論の中身がすごく良かったということになるのですかね。

【4番】

そうですね。はい、すごく分かりやすかったです。

【3番】

そのデータで、このグラフが多少変化したというのはあるのでしょうか。

【司会者】

それは、犯罪の種類によってあります。3年たったときに、最高裁判所でこれまでの制度の運用の検証という形で報告書を作っているのですが、その中でも、こういう犯罪についてはこういう傾向になっているというような分析をしているものがありますね。

【3番】

それで、その結果は、どうなっているのですか。少しは増えているとか。量刑が増えたとか、減ったとか。

【司会者】

それは、犯罪の種類によって、例えば、殺人罪がどうかとか、性犯罪だとどうだ

とか、全然変わってない犯罪もありますし、それは、犯罪の種類によって、いろいろと傾向は違ってきているんですね。

そういう意味では、そういった6年分のデータが全部入り込んでいるので、このデータに関しては、裁判員裁判のデータの方が今は圧倒的に多くなってきていることは、件数的には間違いないので、このデータというのは、この制度が始まって皆さん方に参加していただいたその実績というか、結果が反映されているんだというふうにお考えいただいてもいいと思います。

ということで、お一人ずつ評議について裁判官からの説明とか、あるいは量刑データ、両当事者からの論告、弁論についてずっと伺ってきたのですが、他の出席者の方から御質問はありますか。

【田中弁護士】

もし覚えていたらで、結構なのですが、弁護人の弁論のときに量刑データの表が出たかどうか、出ていなかった場合は、もし出ていれば、弁護人がそのデータを基に説得的に弁論をした方が分かりやすかったのではないかというような意見があれば、教えてください。

【司会者】

まず、弁護人が量刑分布グラフについて弁論の中で言及したかどうかというところですけども、記憶をちょっとたどっていただいて、裁判の最後の場面で、弁護人がこういった罪についてはこのような刑の傾向になっていますよということを、弁論の中に盛り込んでいたという記憶のある方はいらっしゃいますか。

【3番】

私の場合は、なかったですね。まあ、要件が要件なので、情状酌量を求めたという。

【司会者】

全然ないですかね。

もう一つの質問は、なかなか難しく、仮にそれがあつたらどうなのかというの

は、ちょっとなかなか難しいですね。

【田中弁護士】

一つ、個人的に思っているのは、これまでの冒頭陳述、証拠調べというところの最後のところというのは、評議は私は出られませんので、最後にアピールするところで言うと、同じ土台のところで、こういうところがポイントなんだよというところを説明するには、グラフと関連付けながら最後にまとめる方が分かりやすいのかなということを個人的に思っていたもので、ちょっと意見を伺ったというところなので、結構です。

【司会者】

今の皆さん方のお話だと、やっぱりこれを大いに参考にして、あるいはこれをにらみながらということですから、弁論も当然、今、弁護士さんがおっしゃるようにしていただいた方が、多分、弁論と量刑との結び付きって強くなるんだろうなという気はしますけれどもね。

他には、検察官の方は、何かございますか。

【和田検察官】

やっぱり被告人の供述態度、証人の証言態度が信用性判断にどうしても影響して、人柄も証拠になるという言葉も結構聴くのですが、そういうのはあると思われましたか。

真摯な態度、あるいはちょっと、やや格好があんまりさわやかでない人の方はやや引いてしまうとか、かなり情緒的な判断をするということはあるのかどうかというのは、どうなのでしょう。

してはいけないと頭の中ではあるのでしょうかけれども、供述態度というのは、影響されますか。

【3番】

私の場合は、被告人がそんなおかしなあれじゃないので、態度とかというのは考慮にはしていなかったです。

【司会者】

さっきの4番さんの話だと、直接証言をその場で聴くと、そのときの証言の仕方とか、そのときの被告人の様子や何かも一緒に見えるから、すごく判断しやすいというようなお話だったですね。

【1番】

私も。

【司会者】

そうですね。1番さんもそうですね。被告人の。

【1番】

被告人が、この犯罪の、書面にすると、すごいのですが、本人を見ると、本当にごくごくどこにでもいる普通のおばさんで、主婦で、お子さんがいらっしゃるという人に見えるのですね。

そうすると、何か凶悪性というのは、きっとやっぱり影響されないようにとは思っているけれども、何かすごく凶悪な人にはやっぱり見えなかったというのはあると思います。お子さんも御主人も来ていらっしゃいましたから、それは、確かにあったと思います。

【司会者】

最後にまたお一言ずついただくとして、今日、記者の方に傍聴していただいていますけれども、何かございますか。質問されたいことがありましたらどうぞ。

【読売新聞記者】

1点だけお願いしたいなど。

さっき弁護士の方からもお話があったのですが、被告人質問のときに、裁判員が質問することについて伺いたいのですが、私は、仕事上、裁判員裁判を傍聴することが多々あるのですが、被告人質問で裁判員の方が直接質問する機会というのを正直余り目にしたことがなくて、この中にいらっしゃる方でも、された方とされていない方といらっしゃるかと思います。やっぱりどうしても検察官がいる中、弁護人

がいる中、あるいはもう本当に全く知らない傍聴人がいる中で、質問しづらい雰囲気があるとか、あるいは逆にしやすい雰囲気があったとかという点についてお聞きしたいと思います。

【司会者】

まず、法廷で、御自身で質問された方は、3番さん、4番さん、5番さん。

結構、多数ですね。質問することについて何の躊躇もなく普通にされたのでしょうか。

【5番】

私の場合、2回質問をする機会があって、最初は、やっぱりすごく緊張していたということもあって、こういうことを聴いていいのかなという不安もあったので、裁判長の方から、「もし聴きたいことがあれば、聴いてもいいですよ。」ということをおっしゃっていただいたのですが、やっぱり初めての経験なので、最初は、裁判長の方にこういうことを聴いてもらえますかということをお願いしました。2回目は、自分で、「どんなことでもいいですよ。」ということをおっしゃっていただいたので、じゃあ、これちょっと聴いてみようかなということで質問してみました。

【司会者】

御自身で聴かれたのは、1回ですか。

【5番】

そうですね。1回は、裁判長をお願いしました。

【司会者】

やっぱり引き取ってもらったのは、御自分では質問しづらかったのでしょうか。緊張でしょうか。

【5番】

そうですね。自分が質問をしていいのかなというのもあって。裁判長の方からは、全然そういう、「自分で、もし分からないことがあったら、聴いていいですよ。」ということをおっしゃっていただいたんですけども。

【司会者】

裁判長に言われて、こう背中を押されたという感じですかね。

【5番】

そうですね。はい。

【司会者】

4番さんは、どうですか。

【4番】

私のときは、他の裁判员皆さんは、結構積極的な方が多くて、控え室で、「何か質問したいことありますか。」というふうに裁判長の方から度々声を掛けていただいて、裁判员の方と話している中で、「じゃあ、こういうことを質問しようかな。」とか、「こういうことを質問したいです。」という、「じゃあ、何番の方は、じゃあ、これを質問してみてください。」とかそういうふうに言われたので、結構私たちの裁判员裁判のときは、何人も、一、二点ほど質問したと思います。聴いてはいけないという雰囲気もなかったですし、自分で聴いてみて感じることもあるのかなという感じで、皆さん積極的に質問されていました。

【司会者】

自分が聴くのも当たり前みたいな感じなんですね。「じゃあ、これ聴いてください。」「聴いてください。」というような感じで。

【4番】

はい。ただ、こういうことを質問したいですというときに、あんまり分からなくなってしまうと、裁判長の方で、「じゃあ、まとめて私がここは聴きます。」というふうにおっしゃっていただいたり、「じゃあ、この点は聴いてみてください。」というふうに言っていたりしたので、何というのでしょうか。

【司会者】

質問項目を裁判長が整理して、「この部分は聴いてください。このあとのこういう部分は、じゃあ、私が聴きますから。」と整理をしてくれたということですか。

【4番】

はい。それで、振っていただいて、「じゃあ、1番の方の後に何番の方、お話ししてくださいね。」みたいな感じで言われたので、あまり緊張せずに話ことができました。

【3番】

同じような。

【司会者】

逆に、1番さん、2番さんは、特にそういう場面がなかったということでしょうか。

【2番】

そうですね。

【司会者】

質問したかったけれどもということとは、特になかったですか。

【2番】

したいというか、聴くべきことというのは一つ、先ほど申しあげましたようなことがあったのですが、それが重要なことかどうかという判断ができなかったですね。

【司会者】

その場面では、ですね。

【2番】

非常にスルーされてしまっているのです、裁判ではそういうものなのだろうと勝手に思ってしまいました。

その他はあまり、非常に分かりやすい中身でしたので、特にありません。

【司会者】

何かプラスで聴くことはなかったのですか。

【2番】

プラスで聴くということは、私はなかったですね。

【司会者】

1 番さんは。

【1 番】

私の事件も、多分明瞭で、それほどそれぞれの裁判員が疑問で聴いて分かる必要があるという項目は、少なかったと思うんですね。ですので、何人かの人が、「じゃあ、これは質問しましょう。」という形で、質問はしていましたが、私は、たまたまですが、しませんでした。ちゃんと裁判官の方が、「じゃあ、これは、そのときに聴いてみましょう。」というように、きちんとリードしてくださっていたと思います。質問もしやすかったと思います。

【司会者】

よろしいですか。

【読売新聞記者】

はい、ありがとうございます。

【司会者】

ということで、最後に何かお一言ずつ、今後、裁判員等になられる方々に対するメッセージのようなものを、短くて結構ですので、最後にお一言ずついただいてということにしたいと思います。

じゃあ、同じように1 番さんからで、よろしいですか。

【1 番】

私は、とても緊張して裁判に参加したのですが、参加された方、皆さんがとてもきちんとよく考えて意見をおっしゃってましたし、そういう中で自分の意見がちゃんと言えるという経験をしました。それで貴重な体験というか、いろんな意味で貴重な体験だったと思います。

私のケースは、とても分かりやすかったので、皆さんのように悩むところの部分がちょっと違ったのだらうと思うのですが、ただ一つ、これは、多分考えた方がいいのではないかと思ったのが、最終的な判決をして、そして、みんなで解散して下に下りて行って、その出口のところに行きましたよね。そうしましたら、そこにあ

る待合室みたいなところに被告人の方の御家族がいらっしゃったんです。それは、本当に胸が痛くなる、本当に衝撃的に胸が痛い瞬間ですので、できれば、そういうすれ違うような交錯がないようにした方がいいのではないかなと思いました。

【司会者】

分かりました。どうもありがとうございます。

2番さん、どうぞ。

【2番】

時間的な問題は、私にはあまりなかったものですから、そういった意味での負担感というのは、ほとんど感じずに裁判員をさせていただきました。先ほど、5番の方もおっしゃっておられましたけれども、やっぱり評議、裁判員が集まって評議するというこの時間が、非常に最近ではやったことのないような濃い中身だったので、これは、非常に私にとってはすごい経験だなと。いい意味で、すごい経験になったなということで、非常に自分のためになったような気がいたします。

それと、非常に気持ち的に負担感があまりないというのは、やっぱり裁判の中身にもよるのだらうと思っています。したがって、例えば、人の生き死にが関係するような裁判で、本当に私が、今、言ったように、ほとんど負担感ありませんよということが言えるのかどうかとなると、また別問題となるのではないかと考えています。

ただ、私の裁判員としての経験からいうと、非常に負担感なく、非常に有意義にやらせていただいたという感じがしております。

【司会者】

ありがとうございます。

3番さん、どうぞ。

【3番】

私の場合も、そう難しい内容ではなかったもので、心に負担はありません。

感心したのは、裁判長が判決文をまとめてくれたのですが、我々裁判員がいろい

る評議の場で言っていたことをうまく汲みとめて文章にまとまっていたので、これに感心いたしました。それだけです。

【司会者】

ありがとうございました。

4番さん、どうぞ。

【4番】

私も、当初、始まる前に思っていた感情と終わってからの気持ちというのは、大きく変わっていて、裁判員の皆さんと話していて、最後に、みんなが、やはり5番さんがおっしゃったように、これで終わってしまうのだなという、何かちょっと心残りというか、そういうものがあったり、中には職業裁判員があつたらやってみたいとおっしゃる方もいたり、そんな感じで、みんなすごく有意義に過ごせました。

自分の自宅があまり遠くなかったので、来やすかったというところもあって、ふだんの仕事よりも、時間に関しては拘束も少なかったですし、ただ、社会的な認知として、裁判員制度って、どうしても、「私も候補者になってやるんだよ。」って言ったときに、「え、私だったら、絶対に嫌だ。」みたいなことをみんなに言われたんですね。ただ、自分でやってみて、絶対みんなに経験してほしいとすごく思いましたし、もっと広くこの制度に参加した後どうだったかということを知ってほしいなと思って思いました。

あと、どうしても仕事をしていると、参加するのは義務なので、行くことに関して、仕事、職場のところで「行っちゃ駄目。」というふうにももちろん言われませんが、その仕事の間、抜けて戻ってきた後に、特に何のフォローもないので、そういう企業認識というか、そういうところが、行っている間、戻ってきてから、私は、11月の裁判だったのですが、12月だったら大変だっただろうなと思うことがあったので、何かそういうところで、企業というか、職場とかが裁判員に参加するということに対して、もうちょっとフォローができるような社会になっていければ、もっとみんな気軽にと言ったらおかしいですけども、仕事があるからとい

うふうに思わず参加できるようになるのかなと思います。

そうすると、やっぱり裁判に参加して、やっぱり自分は絶対に被告人席の方には行きたくないと思いましたし、そういうところに行ってはいけないんだというふうに強く思いましたので、そういう犯罪抑止にもつながるのかなと思うので、もっと広く浸透していければいいなというふうに思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

5番さん、どうぞ。

【5番】

私も、裁判員をやってみて、一応、最初に裁判員の候補に名簿に載りましたということで、職場の方に一応報告して、実際、裁判員の手続に来てくださいということで書類が来たときにも、上司に話をしたところ、快く、「行ってきなさい。」ということで、「仕事の方は、気にしなくていいから。」「裁判員裁判に参加する間は、大丈夫だから。」ということ言ってもらえたので、気持ち的には、楽に裁判員としてその裁判に参加することができました。

同じ時期に私を含めて3人も同じ職場の人間が名簿に載ったのですが、お互いに、「実は、こういうの来たんだよ。」「実は、私のところにも来たよ。」「同じ職場に3人もその名簿に載るとするのは、何かすごい確率だね。」という話をしました。裁判終わって仕事に戻ったときにも、やはり裁判を通して全然初めて会った人が同じ目的を持って話し合う、最後は一体感が出た、これは本当にすごいことだなということを感じましたので、職場の方でも「来たら、断らないで、やった方がいいよ。」ということ言っています。

やはりどうしても裁判員制度が出来た当時は、いろいろピーアールとかしていたのですが、もっともっと継続的にピーアールしてもいいのかなという感じがします。

またいつか名簿に載ったら、裁判員をやってみたいなという気持ちです。

【司会者】

ありがとうございます。

やっぱり不手際で大分時間もオーバーしてしまいまして、言い足りないこと、言い残したこと、まだたくさんおありになるかもしれませんが、これが最後では恐らくないと思いますので、今後ともこの制度のより良い運営のために、またお力をお貸しいただければというふうに思います。

今日の意見交換会は、ここまでというふうにさせていただきます。どうもお忙しい中、ありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項について

- 1 裁判員，補充裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせ下さい。
- 2 今回の意見交換会では，刑法が定めている犯罪で起訴された被告人が事実関係を認めた（自白した）事件を担当された裁判員，補充裁判員の方々にお越しいただく予定です。

そこで，当日は，次のような話題事項に沿って，意見交換をお願いしたいと考えております。

(1) 審理の内容について

法廷で見聞きした証拠の内容は，被告人の刑を決める上で十分な内容でしたか。例えば，以下のようなことはありませんでしたか。

ア 法廷で証人や被告人の話を聞いて，理解しにくかったり，退屈であったようなところはありませんでしたか。

イ 必要ではないと思われた証拠や証言等はありませんでしたか。逆に，証拠や証言等が足りないと思ったところはありませんでしたか。

(2) 検察官の論告・求刑，弁護人の弁論について

ア 検察官の論告・求刑，弁護人の弁論は，わかりやすかったですか。

イ 被告人の刑を決めるにあたって，それぞれどのくらい参考になりましたか。

(3) 評議について

ア 被告人の刑を決める際の「考え方」に関する裁判官の説明は，十分理解できましたか。わかりにくかったところや，工夫してほしいところはありませんでしたか。

イ 量刑グラフ（過去に言い渡された刑をグラフにまとめたもの）は，具体的な刑を決める上で，どのくらい参考になりましたか。

ウ 被告人の刑を決めるに際して，どのようなところが難しかったですか。ま

た，どのようなところに悩みましたか。

- 3 仕事・家事等との調整や守秘義務など，裁判員，補充裁判員としての負担感についてご意見があればお聞かせください。

以 上